

新型コロナウイルス感染症に係る「特別傷病手当金」の支給について

組合の組合員であって、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いのため勤務することができず、休暇期間における給与の全額、又は一部を受け取ることができない場合に組合から支払われます。

対象者（次の3つの要件を満たしていることが必要）

- 1、新型コロナウイルス感染症に感染（疑いを含む）したことにより、就業ができない組合員（給与の支払いを受けている者に限る）。
- 2、発熱等の症状のため、勤務予定日を最初に休んだ日を起算日として4日以上休んでいること。
- 3、休暇期間中における給与の支払いがない、又は減額となったこと。

支給額

- ・（直近3ヶ月間の給与収入合計額÷就労日数）×2/3×支給対象日数
- ・支給対象日数は起算日から連続して休んだ4日目から労務に服することができない日数となります。
- ・起算日とは勤務予定日を最初に休んだ日が起算日となります。
- ・有給休暇を使用して休んだ場合は対象外となりますが、給与が減額となった場合については、その差額を支給いたします。

申請方法

次の書類を提出してください。

- ・「特別傷病手当金支給申請書」申請者記入
- ・「特別傷病手当金賃金証明書」事業主記入
- ・「特別傷病手当金意見書」医療機関記入

※1、自宅待機等、医療機関を受診せずに回復した場合には、医療機関証明の「特別傷病手当金意見書」は不要となります。

※2、申請をする場合には、組合事務局までお問い合わせください。

